

# 「永住取り消し」法案に反対し、 人権法制度の実現を求める教会共同声明

2024年3月15日

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

政府は本日、「育成就労制度創設」法案、「永住取り消し」法案、「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化」法案を閣議決定しました。私たちはこれらの法案に対して、怒りをもって抗議します。なぜなら、多くの市民団体や弁護士会からの批判、自由権規約委員会など国際人権機関からの懸念と勧告を、まったく無視する法案だからです。

この間、「外国人住民基本法」の制定に取り組んできた私たち外キ協は、諸外国ではすでに実現している国内人権機関や人種差別撤廃法、難民保護法など、もっとも基本的な人権法制度が欠如したままの、外国人に関わる法案提出に反対します。とりわけ今回の「永住許可取り消し」法案は、日本社会をさらに分断し、将来にわたって日本人も外国人も「共に生き、生かし合う社会」の実現を阻むものです。

## 1. 「多民族・多文化社会」に逆行

いま日本で「共に暮らす」外国人住民は、①在日韓国・朝鮮人や台湾人の旧植民地出身者の特別永住者が28万人。②移住労働者や日本人と結婚した国際結婚移住者、留学生、難民などのニューカマー、そして華僑、中国帰国者の子どもや孫なども含めて中長期在留者が294万人。③難民認定率1～2%の日本で難民認定不許可となり在留資格を失った人たち、超過滞在となったが日本で結婚し子どもが生まれ「帰るに帰れない」人たちなど非正規滞在者が約7万人。④外交や公用、短期滞在者などが推計で3万人以上です。

これら外国人住民の総計は約332万人に達します（2023年6月末現在）。その出身国数は193であり、ほぼ全世界の国ぐにの人のびとが日本で暮らしていることとなります。日本のキリスト教会も、多くの外国人信徒・教役者を迎えて、「多国籍・多文化」しつつあります。

②の中長期在留者のうち永住者は、2013年：66万人からこの10年間で、2023年：88万人へと増加しています。特別永住者や華僑はすでに在日五世が生まれ、それにプラスして、ニューカマーの多くが「永住者」となっていることは、日本を文字通り「多民族・多文化社会」へと形づくっているのです。それにもかかわらず、「永住許可取り消し」法案はこのような現実をまったく無視し、逆行するものとなっています。

## 2. 現在の厳しい永住許可基準、過酷な義務規定

上記①の特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもは特別永住者となります。しかし、②の中長期在留者が「永住者」となるには、素行善良要件／独立生計要件（生活保護など受けていないか）／国益要件、その一つに在留歴10年以上（そのうち就労資格か居住資格で5年以上在留）——を、すべて満たさなければなりません。これらの要件はいずれも、法務省の自由裁量によって諾否が判断されます。そのうえ法務省は近年、許可基準をさらに厳しくし、許可率が低下しています。

永住申請にあたって外国人は、膨大な資料の提出を求められます。たとえば、過去5年分の収入と納税に関する資料、直近2年分の社会保険料納付の資料が必要とされ、この5年間で転職時のブランクなどで収入が激減した年があった場合や、この2年間で社会保険料の納付が遅れた場合でも、永住不許可となってしまいます。

永住許可要件のうち、とりわけ「原則10年以上の在留歴」（「日本人の配偶者」などには短縮）という要件は、下の<表>に見るように、諸外国と比較しても格段と厳しいことが分かります。

<表> 諸外国における永住者の取り扱い

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
永住許可に必要な在留歴	10年	基本的に不要	通常5年以上	通常5年以上	通常5年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
住居地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役所	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」（移住連）との意見交換会において、法務省が提出した資料

それでも、中長期在留者の多くは、最初「在留期間1年」から出発して、2年、3年……と必死に働き、必死に家計を支え、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきたのです。なぜなら、永住者になれば1年ごと、3年ごとの面倒な在留更新が必要なくなり、また住宅ローンや教育ローン、奨学金なども利用しやすくなるからです。

このように苦勞して、もっとも安定したはずの在留資格「永住者」を得ても、永住者には上記の<表>にあるように過酷な義務規定が課せられます。

日本を除く諸外国では、「再入国許可」は自国民と同様に不要としています。また、国際人権条約の自由権規約では、永住者は国籍国のみならず居住国への「再入国の権利」がある、と定めています。ところが日本では、その権利を認めず、法務省の裁量による許可制度としています（そのため1980年代、指紋拒否者には再入国許可を認めないという制裁措置が加えられました）。

また、「住居地の変更届け出」（14日以内）を怠った場合、日本人は住民基本台帳法によって行政罰を科せられます。しかし永住者など外国人住民は、「行政罰：5万円以下の過料」＋「入管法の刑事罰：20万円以下の罰金」となり、さらに届け出遅延が90日を超えると「在留資格取り消し」となります。

日本人には身分証明書などの常時携帯義務はありません。しかし永住者など外国人住民には、在留カードの「常時携帯義務」と、警官などへの「カード提示義務」があり、それに違反すると「不携帯罪：20万円以下の刑事罰」「提示拒否罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」が科せられます。さらに永住者には7年ごとの「カード更新義務」があり、「更新遅延罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰」となっています。

このように日本では、「永住者」に対しても過酷な管理・罰則制度をしいていて、これでは、とても「永住権」とは言えません。すなわち「永住する権利」ではなく、単なる「在留資格の一つ」とされているのです。

### 3. この上、さらに「永住許可取り消し」

政府は今回の法案で、①入管法上の義務を遵守しない、②故意に公租公課の支払いをしない、③刑罰法令違反で1年以下の拘禁刑に処せられた――「永住者」に対して、永住許可を取り消す、としています。

しかし、「①入管法上の義務」とは、上記にあるように、日本人には課せられない、あからさまな差別的規定であり、これは国連の自由権規約委員会から繰り返し是正勧告が出されている人権侵害条項なのです。

「委員会は、在日韓国・朝鮮人、被差別部落およびアイヌ・マイノリティのような社会集団に対する差別的な取扱いが日本に存続していることについて、懸念を表明する。永住的外国人であっても、証明書を常時携帯しなければならない、また刑罰の適用対象とされ、同様のことが、日本国籍を有する者には適用されないことは、規約に反する」（1993年の最終見解）

「委員会は、日本の第3回報告の検討〔1993年〕終了時に、外国人永住者が、登録証明書を常時携帯しないことを犯罪とし、刑事罰を科す外国人登録法は、規約第26条に適合しないと最終見解を示した意見を再度表明する。委員会は、そのような差別的な法律は廃止されるべきであると、再度勧告する」（1998年の総括所見）

したがって、政府が言う「入管法上の義務」、すなわち再入国許可制度、住居地の変更届け出や在留カードの常時携帯・更新義務における刑事罰規定は、国際人権法に違反するものであり。そもそも廃止されなければならない制度なのです。

「②公租公課の義務」ですが、突然の病気や事故、震災やコロナ禍によって、税金や社会保険料の支払いができなくなることは、誰にでも起こることです。税金の未払いに対しては所得税法による処罰や強制徴収、社会保険料の未払いに対しては追徴金や刑事罰が定められていて、日本人も外国人も適用されます。それにもかかわらず、外国人の永住者に対してさらに制裁措置を加えることは、常軌を逸しています。

「③刑罰法令違反での1年以下の拘禁刑」についてですが、現在の入管法では、「永住者」「定住者」などが「無期または1年を超える懲役」に処せられた場合、「退去強制」の対象となります。ところが今回、「1年以下の拘禁刑」に処せられた場合には「永住取り消し」としています。しかしこれらは、刑期満了後、さらに制裁を加える「二重の制裁」と言うべきものです。

今回の永住取り消し法案では、住居侵入罪・通貨偽造罪・文書偽造罪・有価証券など偽造罪・印章偽造罪が列挙されていて、「1年以下の拘禁刑」に処せられた者の永住資格を取り消すとしています。そこには「過失犯」も含まれます。しかし、「普段は善良に生活していても、長い人生の中でこれらの過ちを犯さぬ保証はない」のであり、永住取り消し事由の②も③も、「税金等の少額未納が発生した場合や、過失犯も含めた軽微な犯罪の場合に在留資格が取り消されることがあり得るという立場に置くこと自体、永住者の法的地位を著しく脆弱化させる」のです（3月7日、東京弁護士会の会長声明）。

さらに看過しがたいことは、永住者の「公租公課」未払いに対する国家公務員・地方公務員の「通報」を定めたことです。違反行為を発見した時の公務員の通報義務は、すでに刑訴法や入管法で定められています。それにもかかわらず、今回「通報することができる」と規定することは、きわめて恣意的であり、自治体職員までも「監視社会」の“国家監視員”として活用しようとする布石なのかもしれません。

#### 4. 政府が主張する「立法目的」と「立法事実」

政府は、永住取り消し法案の「立法目的」を次のように説明しています。「技能実習制度」に代わる「育成就労制度」を創設する、この新制度を「特定技能制度」に連結させる、そして「永住に繋がる特定技能制度による外国人の受け入れ数が増加することが予想される」ことへの対応策として、永住取り消し制度を設ける、と。

しかし、「育成就労」外国人が「特定技能」に移行して「永住者」になるには、最短で13年も要します。また現在でも、永住許可条件をクリアすることは容易ではありません。つまり政府が主張する「予想」は、的的外れと言うしかありません。結局のところ、政府の真意は、「永住者をこれ以上増やしたくない」「日本を移民社会としたりしたくない」というところにあるのでしょうか。「外国人を労働力として入れるが、永住させない」という政府の考え方自体が身勝手であり、根本的に間違っています。

また政府は、この法案の「立法事実」を、「永住許可直後に不自然な事情の変更が生じる事案が見受けられること」としています（2023年6月、政府作成のロードマップ）。しかし法務省は、「不自然な事情の変更」事例を数例あげるだけで、それが全体の永住許可件数の中でどのくらいの件数なのか、法改定を必要とする客観的数値を示そうとはしません（2024年3月12日、移住連との意見交換会）。つまり、こうした「事案が見受けられる」程度の、根拠薄弱な“立法事実”なのです。

#### 5. 今こそ基本的かつ包括的な人権法制度が必要

2009年国会審議において、外国人登録法を廃止して外国人の在留監視・管理システムを入管法・入管特例法および住民基本台帳法に移行させる政府の改定案に対して、厳しい論戦となり、最後は与野党が一致して、「法務大臣は、永住者の在留資格をもって在留する外国人のうち、特に我が国への定着性の高い者について、

歴史的背景を踏まえつつ、その者の本邦における生活の安定に資する観点から、その在留管理の在り方を検討する」という条文が、改定入管法に追加されました（附則第 60 条の 3）。そして参議院の附帯決議では、「永住者の……在留カードの常時携帯義務およびその義務違反に対する刑事罰の在り方、在留カードの更新等の手続き、再入国許可制度等を含め、在留管理全般について、広範な検討をおこなう」と明記されました。

今回の永住取り消し法案は、このような 2009 年国会「立法府の意思」を弊履のごとく捨て去った「行政府の暴走」と言うべきものです。

法務省作成の＜表＞（2 ページ）にある国ぐにでは、国籍法で「生地主義」あるいは「血統主義+加重生地主義」を採用しています。しかし血統主義に固執する日本では、父母とも外国籍の子どもは外国籍となります。現在、永住者 88 万人のうち 10 万人が 18 歳未満です。親と一緒に渡日した子、日本で生まれた子、これら「在日」二世・三世の子どもたちには、諸外国に見るように、また子どもの権利条約が定めているように、本来は日本人の子どもと同等の権利が保障されなければならないのです。

以上見てきたように、永住取り消し法案は、永住者のみならず外国人住民すべてを、不安と絶望におとし入れ、日本人と共に「共生社会」をつくりたいという切実な願いを踏みにじるものです。

私たちは教会で、地域社会で、また学校で、職場で、日本人も外国人も「共に生き、共に生かし合う」ことを強く願い、その社会の実現をめざしてきました。私たちは、今回の永住取り消し法案の国会提出に抗議します。

1. 国会は、永住取り消し法案を、ただちに廃案としてください。
2. 国会は、各地で外国人住民公聴会を開き、外国人住民の意見を反映した外国人住民基本法、人種差別撤廃法、難民保護法、国内人権機関設置法を制定してください。

上記のことを、私たちは日本の教会・キリスト者および市民社会の総意として表明すると共に、海外の諸教会および国際人権機関に連帯を訴えていきます。

**【呼びかけ】** 外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

**【賛同】** アトットゥマンマー支援／日本キリスト教会／日本キリスト教会大会人権委員会／日本基督教団廿日市教会／日本福音ルーテル教会 社会委員会／日本福音ルーテル教会 北海道特別教区 第 44 回定期総会参加者有志／日本バプテスト連盟理事会／マイノリティ宣教センター運営委員会／日本バプテスト連盟日韓・在日連帯特別委員会／日本バプテスト同盟駒込平和教会／日本聖公会正義と平和委員会／日本聖公会人権問題担当者／在日大韓基督教会社会委員会／外国人との共生をめざす関西キリスト教代表者会議／外国人との共生をめざす関西キリスト教連絡協議会／日本キリスト教協議会都市農村宣教委員会／日本聖公会東京教区人権委員会／日本基督教団東中国教区社会委員会／日本基督教団部落解放センター <3月9日現在>

.....

### 各教派・団体、教区、個教会、関係委員会の皆様へのお願い

上記の教会共同声明に、ぜひ賛同してください。

4 月 23 日ころから衆議院法務委員会で、「育成就労制度創設」法案、「永住取り消し」法案、「在留カード・特別永住者証明書とマイナンバーカードの一体化」法案の審議が始まります。いずれの法案も外国人住民の監視・管理制度を強化するものです。とりわけ「永住取り消し」法案は絶対に通してはならない法案です。賛同の第一次締切を 4 月 15 日として、衆議院に提出します。第二次締切を 5 月 15 日として、衆議院と参議院に提出します。ご賛同いただければ、外キ協事務局 (raik.kccj@gmail.com) へ、「団体名／連絡先メールアドレス」をお知らせください。

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号

〒160-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18 日本キリスト教会館52号室 RAIK内

電話 (03) 3203-7575 FAX (03) 3202-4977 E-mail: raik@kccj.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外キ協

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

◆外キ協全国協議会 開会礼拝 (2024年1月25日/広島) ◆

## すべての命をリスペクトする

刀祢館美也子

(元 広島女学院中学高等学校聖書科教師/日本キリスト教団牧師)

ルツ記 2:4~13

ボアズがベツレヘムからやって来て、農夫たちに、「主があなたたちと共におられますように」と言うと、彼らも、「主があなたを祝福してくださいますように」と言った。ボアズが農夫を監督している召し使いの一人に、その若い女は誰の娘かと聞いた。召し使いは答えた。「あの人は、モアブの野からナオミと一緒に戻ったモアブの娘です。『刈り入れをする人たちの後について麦束の間で落ち穂を拾い集めさせてください』と願い出て、朝から今までずっと立ち通しで働いておりましたが、今、小屋で一息入れているところです。」

ボアズはルツに言った。「わたしの娘よ、よく聞きなさい。よその畑に落ち穂を拾いに行くことはない。ここから離れることなく、わたしのところの女たちと一緒にここにいなさい。刈り入れをする畑を確かめておいて、女たちについて行きなさい。若い者には邪魔をしないように命じておこう。喉が渴いたら、水がめの所へ行って、若い者がくんでおいた水を飲みなさい。」ルツは、顔を地につけ、ひれ伏して言った。「よそ者のわたしにこれほど目をかけてくださるとは。厚意を示してくださるのは、なぜですか。」ボアズは答えた。「主人が亡くなった後も、しゅうとめに尽くしたこと、両親と生まれ故郷を捨てて、全く見も知らぬ国に来たことなど、何もかも伝え聞いていました。どうか、主があなたの行いに豊かに報いてくださるように。イスラエルの神、主がその御翼のもとに逃れて来たあなたに十分に報いてくださるように。」ルツは言った。「わたしの主よ。どうぞこれからも厚意を示してくださいますように。あなたのはしための一人にも及ばぬこのわたしですのに、心に触れる言葉をかけていただいて、本当に慰められました。」

私はプロフィールにもありましたように、広島女学院中学高等学校の聖書科教師、日本キリスト教団の牧師の資格を持ってキリスト教学校に勤務する教務教師という立場で働いてまいりました。出身地の関西から広島に来て以来、36年、人生でもう広島が一番長くなりました。

◆◆◆

高校2年生の3学期の聖書の授業でこんな話をしています。

「聖書の中で、イエスが伝えている一番大切なメッ

セージは何だと思う？」

5年間、キリスト教学校で学んでき生徒は、耳にタコができるくらい聞かされてきた『隣人愛』という言葉を答えます。「うん、間違っていないけど、それだけだと不十分。この言葉が出てくる聖句をフルで言ってみて。」「隣人を自分のように愛しなさい。」

「そう、つまりまず自分を大切に、そして自分が大切であると同じように隣人を大切に、ということだよね？ じゃあ、この『隣人を自分のように愛しなさい』っていう言葉を、宗教色抜いて現代用語に言

い換えたら、何という言葉になるだろう?」。生徒が答に詰まると、さらにこう聞きます。「女学院で6年間、教科の勉強以外に大切にしている学びって何だろう? ロングホームルームや総合学習の時間をたくさん使って毎年何をやっている?」。そう聞くと、「平和学習」って答える生徒もいます。「それも確かにそうだけど、それも関係はあるんだけどもう一つ?」。そこで、「人権学習!」って言葉が出てきます。「そう、この学校にいとそれが当たり前になって意識しないかもしれないけど、こんなに人権学習やる学校って公立でも私立でもなかなかないんだよ。なぜこの学校が人権学習やるのか? キリスト教行事でも人権に関わる講師を招くことが多いのか? それはイエスの『隣人を自分のように愛しなさい』って聖句を現代用語に言い換えると、『人権』ってことになるからだよ。でも『世の中にこんなひどい人権侵害があります』って学ぶだけじゃ、結局は他人事になる。まず、自分の人権を大切にす。

『自分の人権守られないってひどいじゃん』って思えてこそ、人の人権にも真剣になれる。だからイエスも、『まず自分を大切にしなさい。そして自分が大切であるように、人も大切にしなさい。なぜなら神様は、あなたのことも、あなたの隣人のことも大切なんだからね』と言われたんだね。そういう前置きをして、3学期の授業では『ジェンダーをめぐる課題』を取り上げます。

『自分の人権も守れないで、人の人権なんて守れない』、実はこれは私が昔、在日コリアンの同僚の先生からいただいて大切にしている言葉です。私事になりますが、30年以上前、職場結婚をするなら、どちらかが仕事を辞めるべきだと言われました。夫婦で同じ職場にいることは周りに迷惑をかけることになるのだろうか、仕事を続けたいと思うことは自分のわがままなのだろうか悩んだときに、この言葉にはっとさせられました。日本では自分の人権を主張することはわがままと思われやすい、自分さえ我慢すればいいのではないかと感じてしまう。もう一つ、その先生は、「わがままと人権の違いを見分けるには、それを主張することが自分だけのためなのか、他の人の人権を守ることにもつながるのかということを考えてみるといい」とも言われました。おそらくご自身の体験に根ざしたその言葉の重みに、励まされ勇気づけられました。私たちはやめずに続けることを選択し、その後続いた職場結婚された先生たちは、もはや何も言われることはなくなりま

した。イエスの「自分を愛するように隣人を愛しなさい」という言葉を、身をもって感じた経験でした。

◆◆◆

さて、この『隣人を自分のように愛しなさい』というイエスの言葉は、ご存じのように旧約聖書の律法書、『レビ記』からの引用です。律法学者の「永遠の命を得るためには何をしたらいいでしょうか?」、つまり、「律法の中で最も重要な守るべき掟は何でしょうか?」という質問に対して、イエスが示された答です。そして、その『レビ記』の前後で、隣人愛の具体的実践例としてあげられているのが、今日の聖書箇所に出てくる『落ち穂拾い』なのです。

「穀物を収穫するときは、畑の隅まで刈り尽くしてはならない。収穫後の落ち穂を拾い集めてはならない。……これらは貧しい者や寄留者のために残しておかねばならない。わたしはあなたたちの神、主である」

『寄留者』とは、自分の国に住む外国人のことです。さらにこうもあります。

「寄留者があなたの土地に共に住んでいるなら、彼を虐げてはならない。あなたたちのもとに寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。なぜなら、あなたたちもエジプトの国においては寄留者であったからである。わたしはあなたたちの神、主である」

かつて自分たちの祖先は、エジプトで奴隷として虐げられ苦しんでいたときに神によって救い出された。そのことを思い起こすなら、今、目の前で同じように弱い立場にいる寄留者に対して、同国人と同様に自分自身のように大切にしなさい。それこそが神の意志であると書かれているのです。今、パレスチナを攻撃し続けているイスラエルの指導者たちはこの箇所をどう読むのでしょうか?

◆◆◆

『ルツ記』はそのような『落ち穂拾い』の規定を背景として描かれています。外国人で異教徒であるルツが、亡くなった夫の母ナオミと共に生きることを選んで、生まれた国を捨てユダの地に来て、自分とナオミを養うために落ち穂拾いに出かけて、その畑の主人であるボアズと出会う。この短い物語に、私はとても心惹かれるのです。以前は、ナオミとルツの絆に心打たれていました。それは二人の関係が嫁だから姑に仕えたというようなことでなく、互いを思いやり、弱い立場であった女性同士が力を合わ

せて困難を乗り越えたことに、このような女性たちを主人公にした物語が旧約聖書に残されていたことに感銘を受けたのです。

しかし、このボアズという男性もすごいなと最近思うようになりました。『落ち穂拾い』の規定があったということは、実際には十分に守られていないことのほうが多かったのではないのでしょうか？ よその畑に行けば、同じ国の貧しい者ならともかく、外国人、異教徒などに分けてやる麦などない、と追いつ返されることもあったことでしょう。若い女性であれば、男たちからかわれたり、セクハラを受けることもあったのかもしれませんが。ボアズは、そのようなリスクを避けるよう、ルツに対して気遣っているだけでなく、掟で定められている以上の配慮を見せます。水や食事を分け与え、わざと麦を落としてルツがたくさん拾えるようにまでしてくれます。

さらにボアズとルツのやりとりを見ていると、そこにはボアズのルツに対する上から目線での同情や下心ではなく、『リスペクト』が感じられるのです。『リスペクト』は『尊敬』という日本語に訳されることが多いですが、その意味はすこし違います。『尊敬』とは、相手の立場や能力を自分より上に見て、上下関係の中で使われる言葉です。一方、『リスペクト』とは、対等な関係の中で、相手の考えや存在を価値のあるものであると認めて、そこに敬意と賞賛の心を持っている状態をさします。「あなたは神様が報いてくださるに値する行いをしている」。ルツの置かれている厳しい状況を理解した上で、その状況の中で精一杯生きているルツの姿に、敬意と賞賛の目を向けている。そしてそのボアズの『リスペクト』が、ルツに自分の人生を切り拓いていくさらなる力と勇気を与えるのです。

私はそんなボアズに、イエスの姿を重ねさせられました。イエスもまた、婦人病の女性に「あなたの信仰があなたを救った」と語り、夫を亡くした貧しい女性の献金する姿を見て「だれよりもたくさん入れた」と賞賛されました。その女性たちの痛みを知り、困難の中で生き抜いてきた姿に『リスペクト』の目を向けられたのです。

ボアズとルツの関係は、ユダヤ人と他国者・異教徒、畑の主人と労働者ともいえぬ落ち穂を拾わせてもらう立場、男と女、年配者と若い女性というように、社会的な上下関係にありました。当時の社会の中でそれは当然、パワハラやセクハラの温床になったであろうことは想像に難くありません。いや、当

時だけでなく、今も社会の中で、起き続けていることです。しかし、ボアズはそのような立場に関係なく、ただルツのおこない、人間性に注目して、一人の人間として『リスペクト』している。その後の彼も、ルツの名誉や尊厳を尊重して、慎重に行動しています。

ルツ記は、イスラエルの王国成立前の時代が舞台となっていますが、実際に書かれたのはバビロン捕囚が終わった復興時代だとされます。ユダヤ人としてのアイデンティティを守るため、外国人との結婚が禁じられていた時代背景があったと言われています。物語の中でも、他の男性がルツとの結婚を断る場面がありますが、それは異教徒、異民族との結婚を嫌ったからでしょう。しかしボアズは、躊躇なくルツを選び、その家系が旧約の英雄ダビデ王、そしてイエスにまでつながると、新約聖書の冒頭でマタイ福音書は語ります。もちろん、先祖なんて10代さかのぼるだけで1000人を超えますから、28代もの系図なんて歴史的信憑性はないと言っていいでしょう。マタイが伝えようとしたのは、ルツとナオミ、ボアズとルツの宗教や民族を超えた『隣人愛』が、神の救いの計画の中で用いられ、その延長線上にイエスの福音もあるのだということではないでしょうか？



竹下節子さんという人の『キリスト教は「宗教」ではない』という本があります。彼女は比較文化史を専門とする学者ですが、カトリックのクリスチャンで、キリスト教を否定しているのではなく、むしろその本質をととても鋭く指摘されているように思います。次のような内容です。

「宗教というのはその共同体のアイデンティティを維持する働きを持ち、共同体から見ての他者を区別、差別、排除する構造を持つ。また、共同体の存続と秩序を守るために規範を守らないものを罰したり排除したりする」

まさにユダヤ教の律法や「罪人」というレッテルがそれにあたります。しかし、イエスの言動はそのような共同体の管理ツールと化していた「宗教的規範」から人びとを解放し、「共同体」を超えた革命的なものだったというのです。

「異教徒、外国人、罪人、病人、障害者、敵に至るまで分け隔てなくリスペクトすることを、共同体の規範よりも優先するというイエスが教え実践した『隣人愛』の概念は全く新しいも

のだった」

そして「すべての人は神によって平等につくられたかけがえのない存在である」というメッセージが、現代世界における『人権』や『民主主義』『国際社会』といったシステムの土台となった。キリスト教の本質が宗教ではないからこそ、普遍的なメッセージとして国や宗教を超えて共有できるし、現代世界のさまざまな課題を乗り越えて平和を築くヒントがあるのではないかと、そのように竹下さんは指摘されています。

◇◆◇

外キ協は、その働きを宣教の課題の一つととらえておられると聞きました。しかし、さらに言えば、課題の一つと言うよりも、宣教の本質とは、教会という共同体のメンバーを増やすことにあるのではなく、教会の内外を問わず、「すべての命をリスペクトする」というイエスのメッセージを共有すること、「すべての命がリスペクトされていない状況に立ち向かうこと」こそが、『神と共に働く』宣教の業そのものであるといえるのではないのでしょうか。

広島女学院の学院聖句、建学の精神は、コリントの信徒への手紙の『我らは神と共に働く者なり』です。日本におけるクリスチャンの比率の低さを嘆く教会関係者から、キリスト教学校の生徒が教会につながるという非難めいた声を聞くことがあります。でも最近、わたしはそんなに嘆く必要はないのではないかと感じるようになりました。

最初に、女学院では、教科の教育以外に、『平和教育』と『人権教育』を大切にしていることを話しました。今日の午前中、平和公園を訪問された方々もおられるかと思いますが、広島女学院は爆心地から1キロほどにあり、校内で、また動員先で、350名以上の生徒・教職員が犠牲となりました。その中で最も多く犠牲になったのは最年少の12~14歳の子どもたちです。当時、女学院だけでなく市内の中学1、2年生に当たる生徒たち8,000人以上が、建物疎開作業と言って、空襲の火災から軍事施設や軍需工場を守るため、屋外で建物撤去作業にかり出されていたのです。原爆投下がなくても、空襲があれば逃げも隠れもできない市の中心部で子どもたちを働かせていた結果、爆心地からの至近距離の炎天下でとともに原爆の熱線を浴び、約75%にあたる6,295人が亡くなったといわれています。

戦争こそが、人を人として大切にしない最大の人

権侵害です。女学院はそのような被爆体験をもつキリスト教学校として、『キリスト教教育』と共に『平和教育』と『人権教育』をとおして、「人を人として大切にすること」こそが、建学の精神である『神と共に働く者』となることだと伝えてきました。洗礼を受けたクリスチャンにならなくても、生徒たちはイエスに出会った者としての価値観を抱いて卒業していきます。差別の非人間性を、人を人としてリスペクトする大切さを知った者として、社会に出していきます。2017年にノーベル平和賞を受賞した「核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN=International Campaign to Abolish Nuclear Weapons)」のサーロー節子さんは、被爆死した同級生たちの無念を背負って活動してこられた本校の卒業生です。

『神と共に働く者』を社会に送り出している。そのようなキリスト教学校の働きや、外キ協のような社会の少数者へのリスペクトと共生を求める運動こそが、日本というキリスト教が決して多数派にはなり得ない社会における宣教の最前線を担っているのではないかと、そのようにさえ思えるのです。

もちろん、教会の働きを否定するつもりはありません。教会が、宗教が陥りがちな差別や排除に荷担することなく、「すべての命をリスペクトする」社会の実現へのロールモデルとなり得る豊かな可能性については、明日、この教会の播磨先生が聖研でご報告なさるのではないかと思います。

それぞれの置かれている場所で、神様が創られた「すべての命をリスペクトする」業に、共に参与していきたいと願うものです。

お祈りをします。

神様、あなたは私たちすべてを、あなたご自身にかたどって創造してくださいました。あなたによって創造されたすべての命の尊厳の前に、頭を垂れる者としてください。しかし現実の社会の中でその尊厳を踏みにじられ、苦しみうめいている人びとがいます。過酷な状況の中で、それでも奪われたかに見える尊厳の輝きを失っていない人びとがいます。すべての命がリスペクトされる社会、あなたの御心が実現する世界をめざして、あなたと共に働いている者を強め、導いてください。そのためにこの外キ協全国協議会が、用いられますように、始めから終わりまであなたが共にいてください。



# 「人の子には枕する所もない」

播磨 聡

(日本バプテスト広島キリスト教会牧師)

聖書箇所：マタイによる福音書 8章 18～22節 (中心 20節、新共同訳)

讃美歌：新生讃美歌 146番「み栄とみ座を去り」

## 1. 自己紹介

### (1) 脛に傷を持つ者

赴任地：福岡→鹿児島→連盟事務所→広島  
初任地での挫折。「その傷口から聖書を読んでください」と牧師の務めに招かれ

おはようございます。会場教会の牧師の播磨聡です。専門の先生方がおられる前で聖書研究をすることは荷が重すぎますが、金性済先生をはじめご講演の中で寄留者についてお話をしていただけるということで安心して、一つの教会の牧師の素のまま聖書を読みメッセージをさせていただきます。

最初に自己紹介をいたします。どのような人間がどのように聖書を読むのかをご理解いただきたいためです。私は高校を卒業してすぐに西南学院大学神学部に入りました。7年ぶりの一年生ということで新聞に取り上げられたり、先輩や先生方にも可愛がっていただき、ある意味でチャホヤされて神学生時代を過ごしました。

最初の赴任地は、福岡の新興住宅地にある伝道所で、骨を埋める気持ちで牧師の歩みを始めました。しかし、どうしても人間関係が築けない状態が続きました。牧師が不安定だと教会の中でも不和や対立が起り、その中でどうしてもよいのか分からず、良かれと思うことが逆効果になるなど、身動きが取れない状況になってしまいました。教会員の中で播磨牧師を支える会が密かに集まり、またそれに対抗する人びとが密かに集まってとなり、2年経った時には、執事全員から播磨牧師に辞めていただくか、自分たちが教会を離れるかと迫られ、牧師を辞任することになりました。

ああ、とても自分は牧師という務めを担うことなどできないと自覚し、他の教会から招聘の話があったのですが、この教会でダメで、次の教会に行けば何とかなるなど思えず、トラックの運転手をして食いつないでいました。トラックの運転手は肉体的にはきつけれども、とても気が楽でした。仕事の始まりと終わりの時間がはっきりしていて、仕事をした成果もはっきりとするのですね。

このままでも良いと思って半年ほど経った時、鹿児島教会から招聘の話がありました。恩師からの紹介であり、私は牧師はもう無理ですと言ったのですが、とにかく一度会うようにと言われ、会うことになりました。私から、「牧師として通用しなかった人間です」と話をすると、招聘の打診に来られた執事は、こう言われました。「挫折をし、傷を負っている、そのところから聖書を読んで説教をして下さい。自分は出来る、大丈夫だと思っている人からではなく、傷を負っているところから牧会をして下さい」。私は、その言葉に圧倒されました。打ちのめされました。

赴任した鹿児島教会では、大切に受け止められ、愛され、癒され、立ち上がらせていただきました。前任牧師の岸田豊博先生が引退後、そのまま教会員として残っておられたのですが、若い牧師の邪魔になってはならないからと、教会員の反対を押し切り、車で1時間離れた喜入の町に住居を置かれました。近くにいたら、教会員は新しい牧師に相談するよりも、自分に相談にくるから、そう言われていました。岸田先生は、他の教会員が見つめる中で、赴任したばかりの私に、「私を牧会して下さい」と頭を下げられました。岸田先生、そして鹿児島教会の方々の愛と赦しの中で、牧師として歩む醍醐味、喜び、苦しみ、希望を教えてくださいました。教会に、そして

自分に失望し、引き裂かれる状況にいた私をつないでくださった岸田先生、鹿児島教会の方々によって、私は今も牧師をさせていただいています。

教会は引き裂かれた者をつなぐところです。イエスさまは引き裂かれた者をつなぐ方です。キリスト者は引き裂かれた者をつなぐ方々です。私自身、そのような牧師、教会、キリスト者につないでもらった者の一人です。私が牧師として立つ原点は、私自身この破れを持っている者であり、取り繋いでいただいた者であるという自己認識にあります。

## (2) 日本バプテスト連盟宣教部主事として

### ●多様な教会の在り方

鹿児島教会で 12 年牧会をさせていただいた後、日本バプテスト連盟宣教部の主事として8年間つとめさせていただきました。連盟内ではありますが、国内の教会の三分の二にあたる 200 教会ほどを訪ね、教会の活動を応援し、また課題に対応してきました。アメリカやシンガポール、ネパールなど国外の教会にも訪問させていただきました。

そして、感じたことは、教会というものは、本当にさまざまな背景の中で、個性豊かな教会員や牧師たちがあって、多様な活動をしているということでした。教会とはこういうものだ、牧師はこういう在り方だと思っていた概念が変えられていきました。障害者の方々と一緒に教会を形成している教会、日系の方々教会、韓国の方々教会、青少年活動にエネルギーを注ぐ教会、地域活動や福祉活動に力を注ぐ教会、ミッションスクールを支える教会など、そして牧師たちも他の仕事をしながら務めている方もいれば、カルト宗教への対応をしている牧師、海外宣教に情熱を持つ牧師など、本当に多様な教会や教会員、牧師がいて、教会の個性がとても豊かなものだと思いました。

### ●歴史性・隣人性・異質性という

#### ベクトルに対するバッション

日本バプテスト連盟では、戦争責任に関する信仰告白を 1988 年の総会で決議し、2002 年の総会では平和に関する信仰的宣言を決議するなど、過去の歴史、そして今の歴史に責任を負うことを大切にしています。そして、アジアに宣教師を派遣する経験の中で、戦争責任という歴史と、今も経済的搾取の中に置かれた人びととの出会いの中で、隣人性への気づきを与えられてきました。そして、過去と今を背負うことは、この世の流れの中で異質な存在と

して自らを意識しなければならないことも学んできました。そして、この歴史性・隣人性・異質性という方向性の中で教会が宣教の務めを果たすことが教会の情熱となっていると感じています。

### ●シンガポール国際日本語教会で

#### 母国語での学び、交わりを求める人びと

また、宣教師を派遣していたシンガポール国際日本語教会のメンバーからは、海外の国で、母国語で聖書を読み、交わりがあるということが、どれほど大きな支えとなっているのかをお聞きしてきました。

それは、日本にあって同じような思いで暮らす外国の方々がおられることも、日本の諸教会を訪ねる中でも感じてきました。

### ●他者のために存在する教会

また、教会の魅力は、他者のために存在する時に発揮されるということも感じました。スイスの神学者ヤン・ミリチ・ロッホマンの言葉ですが、「教会がただ自分自身を中心に回転しているところでは、その将来はありません。将来が見えてくるのは、隣人たちの危急にたいして目覚めている時です」(『駆け寄ってくださる神』新教出版社、2000 年)は、教会の在り方を教えてくれます。

## (3) 広島教会牧師として

### ●被爆地に立つ教会として、被爆者の傷に触れ

連盟での務めを終えた後、広島教会に招聘されました。被爆の痛みを今も負っておられる方がおられ、「私のケロイドの傷に触れてください」と言ってくださる方がおられます。その方の傷に触れながら、被爆地に立つ教会の牧師とは何者なのかを教えてくださいたいと思っています。

### ●刑余者との出会いから少年院の外部面接者へ

ある時、刑務所を出た後の人との出会いがありました。1 年近く礼拝に出席していたのですが、鬱症状が出て教会に来られなくなったのです。私との関係はとても良いものであったのですが、教会に行けなくなる中で、自分なりのけじめをつけようとしたのでしょう。私との関係を断つためと私は思っていますが、私を拒絶して関係が切れてしまいました。その時、わたしは刑務所に入った人をどのように受け止めて良いのか、分かっていなかったことに気づかされ、刑務所から出た人との交流を重ねるようになり、今では刑務所から出た人が礼拝に何人も来られるようになっています。

そのような中で、少年院の院長から、少年への面

接をしてほしいと頼まれました。命に関わる犯罪を犯した少年たちには、カウンセリングの専門家というよりも、命を支えていく言葉を語ってもらえる人に面接してほしいと直々に依頼があり、女性の少年院ですが、面接を始めて10年になります。少女たちと面接を月に2回重ねていく中で、多くのことを教えてもらいました。特に最近、親から殴られ、否定され、無視されるという虐待を受けて来た少女たちが増えていると感じています。少年院に入って、いま一番安心して生活しています、と言う少女が何人もいます。自由が奪われ、拘束される環境でありながら、誰からも攻撃されることなく、食事も食べられる。虐待されて、居場所や生きる意味を失い、売春もお金のためではなく、必要とされていると感じたいからと言う少女と何人も出会っています。切なくなる思いです。後ほど、寄留者（ゲール）について触れていきますが、その少女たちもこの世界で寄留者のような存在だと感じます。

●ジェノサイド後のルワンダで、平和と和解のために仕える佐々木和之さんを支援する会

そして、佐々木和之さんを支援する会の世話人として、加害者と被害者が共に生きるために和解に向けた努力や意思の大切さを教えていただいています。

●ホームレス支援「広島夜回りの会」副代表

また、広島に赴任した1年後からホームレスの方への支援活動に参加し、問題解決型ではなく伴走型の支援、対人支援というものにも関わらせていただいています。

●広島教会の取り組みとしての生活困窮者支援

（月に一度の生活支援物資配布）

教会でもコロナの影響で生活に困窮した方々を支えようと、生活物資を配布するようになり、26回目を先週の日曜日におこないました。現在約130名の方が受け取りに来られています。

---

## 2. 外国人と共に生きる教会

---

(1) 広島教会ミッション・ステートメント

「神を愛し、隣人を愛する」

すべての人に開かれた教会、被爆地に立つ教会、次世代を育てる教会。

広島教会に赴任して、3年がかりで教会のミッション・ステートメントを作成し、この三つのテーマを掲げています。

(2) 多様なルーツ

教会員・礼拝出席者に韓国、中国、ブラジル、インドネシア……、中国出身の劉雯竹副牧師。

(3) 技能実習生との出会い

2017年5月、中国から来た技能実習生3人が教会の礼拝に来るようになりました。教会には、中国人の劉雯竹副牧師がいたので、日本語がまったく分からない彼女たちは、喜んで通われたということです。

この方々は、朝6時から夜11時まで仕事をし、休憩は夕方4時頃に30分間だけでした。昼ごはんもその時にしか食べられません。完全なブラック企業です。大型トラックから大量の荷物が、工場のレーンに流れてきて、それを仕分けするのが仕事です。20キロ、30キロといった重い荷物もある。荷物にぶつかったり、挟まれたりして、体中あざだらけになっていました。そのうちの一人は、骨折したようなのですが、会社は病院にも連れて行ってくれない。別の一人は、腕が腫れあがってこぶのようになって、触れるだけで激痛が走るのに、「仕事に行け、仕事に行け」と追い立てられて、病院になど連れて行ってもらえない。このままでは体がおかしくなると、二人は実習を止めて帰国していきました。

相談を受けて、私や劉副牧師は、本人たちと共に、会社や仲介業者、そして労働基準監督署に訴え、人を使い捨てる物のように扱うことや、言葉が分からない状況で病院に連れて行かないなどはおかしいと訴えました。会社に抗議をして1カ月、ようやく過重な仕事が改善されていったのです。中国人技能実習生の2人は、本当に苦しい時に寄り添ってくれたと感謝を述べ、その後も教会に通い続けられました。そして、イエスさまの愛と救いを信じ、その年のクリスマスに、2人はバプテスマを受けたのです。

(4) 自分が持っている枠が壊される幸せ

矛盾を抱え込む

他者と共に生きることについて、次のような文章が新聞に掲載されました。

「共存は矛盾を抱え込む。それが面倒だから異質なものは排除し、一致団結して秩序を保ちたいという『怠惰』が生まれる。いかなる地域に生まれようと、その怠惰に巻き込まれれば、無限の暴力に走り、結局は秩序を保てなくなる」  
（法政大学総長田中優子、『中国新聞』2015年

2月14日)。

世界には民族や文化、宗教や価値観などが異なる多様な人がいます。同じ価値観の人同士が共にいることは容易ですが、異なる価値観の人と共に生きて行く時、自分自身の中で矛盾や葛藤を抱えることとなります。自分の思い、正しさが満たされない葛藤を抱えます。共存は矛盾を抱え込むことなのです。自分とは異なる価値観の人を尊重し認めることは頭では分かって、自分の正しさや価値観は満たされません。そして、自分が問われ、どのようにしたら共存できるのか、何が最優先にされるべきなのかをお互いに確認する作業が必要となります。対話が不可能だと諦めてしまいそうにもなります。人はそのような作業を面倒だと感じるものです。矛盾なく生きたいと思っています。共存する時に矛盾を抱え込むことは、忍耐と相手への愛と信頼が必要となり、実際面倒なことなのです。その面倒な状況に耐えられなくて、異質なものは排除してしまおうとするのが人間のさかです。それは個人においてもそうですし、国家や民族においても、異質なものを排除しようとするということでは同じです。力づくでそうしようとするのです。力による抑圧と、暴力と憎しみの連鎖が、その怠惰から生まれてくるのです。

しかし、現代を生きる上ではそこで諦めたり、怠ったりしてはなりません。価値観が異なる人と共にいることは面倒だから、異質な者は排除し、同じ価値観を共有できる人とだけいたほうが良いと、自分の感情に矛盾なき道、楽な道を選んで楽になろうと考える怠慢は、いつの間にか無限の暴力に走ってしまうこととなります。異質な者を排除することは暴力の始まりです。個人においても、国家や民族においてもそうです。その排除の論理が、敵対関係をさらに悪化させ、暴力と憎しみの連鎖が生むのです。自分と違ういろいろな人がいて良い。いや、いてももらわないとならない、そう本気で考える人が、あまりにも少ない世界です。多様な人がこの世界で共に暮らす時には、面倒だけれども、矛盾を抱え込んでいくことを選ぶ誠実さが、地に平和をもたらす道だと田中優子さんの言葉から学んだことです。

---

### 3. 寄留者

---

#### (1) 寄留者

「寄留の他国人は戦争、災難、飢饉、疫病、殺

人罪、その他の不運のために余儀なく自分の居住地また部族を離れ、他の場所に居住を求めて寄留する個人また部族民を意味し、彼らはそこでは土地所有、結婚、礼拝への参加、また参戦、行政などにおいてある制限を受けていたものである。すなわち元来の外国人がイスラエルのある家庭の保護を受け、イスラエル社会の一員となったものである。彼らは従属的家族と併記され、家族の一員として待遇されたことを示している。彼らは市民権がなく、ともすれば虐待されがちであった(後略)」（『新聖書大辞典』「寄留の他国人」の項）。

聖書には、寄留者(ゲール)という言葉が何度も出てきます。その中で、寄留者を保護するように命じる掟があります。

#### ◇レビ記 19章 33～34節

寄留者があなたの土地に共に住んでいるなら、彼を虐げてはならない。あなたたちのもとに寄留する者をあなたたちのうちの土地に生まれた者同様に扱い、自分自身のように愛しなさい。なぜなら、あなたたちもエジプトの国においては寄留者であったからである。わたしはあなたたちの神、主である。

#### ◇出エジプト 22章 20節

寄留者を虐待したり、圧迫したりしてはならない。あなたたちはエジプトの国で寄留者であったからである。

#### ◇レビ記 25章 35節

もし同胞が貧しく、自分で生計を立てることができないときは、寄留者ないし滞在者を助けるようにその人を助け、共に生活できるようにしなさい。

#### ◇申命記 10章 18～19節

(主は)孤児と寡婦の権利を守り、寄留者を愛して食物と衣服を与えられる。あなたたちは寄留者を愛しなさい。あなたたちもエジプトの国で寄留者であった。

#### ◇エレミヤ 7章 5～6節

この所で、お前たちの道と行いを正し、お互いの間に正義を行い、寄留の外国人、孤児、寡婦を虐げず、無実の人の血を流さず、異教の神々に従うことなく、自ら災いを招いてはならない。

#### ◇エゼキエル 22章 7節

父と母はお前の中で軽んじられ、お前の中に住む他国人は虐げられ、孤児や寡婦はお前の中で

苦しめられている。

弱く傷つきやすい者としての人間理解、自己理解が、これらの聖書の言葉の根底にあります。神との関係が壊れた時に、人間は他者との関係も壊してしまいます。その時、顕著に虐げられるのが、力なき者であり、寄留者、孤児、寡婦であります。この寄留者、孤児、寡婦への愛は、神を恐れ神の憐れみを受けた民として不可欠な要素とされています。なによりも、イスラエルの民自身が、「あなたたちもエジプトで寄留者であった」という事実が突きつけられ、そうであった者だから、共感し、共苦し、彼らが虐げられることがない世界を築く生き方が求められているのです。

#### (2) 寄留者イエス

##### ◇マタイ福音書 8 章 20 節

イエスは言われた。「狐には穴があり、空の鳥には巣がある。だが、人の子には枕する所もない。」

イエスさま自身、寄留者でありました。家畜小屋で生まれ、故郷で敬われず、ガリラヤの片隅で宣教を始め、目を留められることのない人びとに寄り添い、排斥され、十字架で殺されるという、この世で居場所なき者としてイエスは生きていきました。

#### (3) 仮住まいの者として今を生きる

##### ◇フィリピ 3 章 20 節

しかし、わたしたちの本国は天にあります。そこから主イエス・キリストが救い主として来られるのを、わたしたちは待っています。

##### ◇ヘブライ 11 章 13 節

この人たちは皆、信仰を抱いて死にました。約束されたものを手に入れませんでした。はるかにそれを見て喜びの声をあげ、自分たちが地上ではよそ者であり、仮住まいの者であることを公に言い表したのです。

##### ◇ペトロ第一 2 章 11 節

愛する人たち、あなたがたに勧めます。いわば旅人であり、仮住まいの身なので、魂に戦いを挑む肉の欲を避けなさい。

##### ◇詩編 39 編 13 節

主よ、わたしの祈りを聞き／助けを求める叫びに耳を傾けてください。わたしの涙に沈黙してないでください。わたしは御もとに身を寄せる者／先祖と同じ宿り人。

イエスに従う者は、地上ではよそ者、旅人、仮住

まいの者として生きることになります。地上での出来事に執着せず、すべてがそこにあると考えず、神の元から出て、神の元に帰る者として、この世を生きるのです。この世の力ある者たちに対峙し、異質な者として生きて行きます。この生き方は、神への信頼に基づくものであり、神への愛、他者への愛という方向性（ベクトル）がある生き方です。

---

## 4. マタイ福音書 8 章 18～22 節

(並行箇所：ルカ福音書 9 章 57～62 節)

---

### (1) 粹組み

今日、特に目を留めていきたい箇所は、マタイ福音書 8 章 18～22 節です。ここは、ガリラヤ湖畔での山上の説教に続いて、奇跡（病人の癒し、悪霊追放、嵐を静める）行為者として、イエスに対して群衆の関心が集まる中での問答の箇所です。ルカ福音書では、エルサレムに上る途中での問答となっています。

すでにイエスの周りには大勢の人々が集まり、イエスの教えと行為に関心が寄せられていました。

18 節では弟子たちに向こう岸に行くように命じていますが、その物語は 23 節に続いていきます。その間にある 19～22 節は、挿入された問答となっています。

19～22 節には、二つの問答があります。19～20 節で、ある律法学者が“イエスに従う”と表明すると、イエスが、「人の子には枕する所もない」と、イエスに従うことの苦難が語られています。21～22 節では、“まず父を葬り、その後に従う”と言う弟子に、「わたしに従いなさい」と優先順位を間違えないように命じています。いずれもイエスに従うというテーマが共通し、一方では苦難を、他方では優先順位が問題として取り上げられています。

### (2) 19 節「ある律法学者が近づいて…」

群衆の一人としてイエスの言動に関心を寄せていた律法学者がいました。彼は、イエスの中に“何か”を見たのでしょうか。この時点では、まだイエスとファリサイ派や律法学者との対決はクローズアップされていませんが、神に触れるような特別な何かをイエスから感じ取っていたのでしょうか。

そこで、イエスの弟子として従う意思を表明しました。「先生、あなたがおいでになる所なら、どこへ

でも従って参ります」と。

### (3) 20 節「人の子には枕する所もない」

イエスは自ら“イエスに従いたい”と申し出た彼に、わたしに従うとは、この世で居場所を失うことになるが、それでもわたしに従うのかと、彼にその決断を迫りました。犠牲と忍従の道を歩む覚悟を求めたのです。

狐や鳥には、自然の中に身を休ませる場所があります。しかし、イエス自身、この世に枕する所（安心できる場所）がないと言うのです。それが、神が自分をこの世に遣わした形であったとイエスは受け止めているのです。動物にすら与えられている居場所が、イエスに、そしてイエスに従う者にもないという厳しい現実が語られています。故郷ナザレの人びとに受け入れられなかった悲哀も重なって、この世に身を寄せる場所、頼れる人がいない状態、存在の希薄さを感じさせる姿として描き出されています。

マタイ福音書ではこの個所で初めて「人の子」という言葉が登場します。「人の子」には、一般的に「人間」という意味で使われる場合と、「メシア」としてのイエスの自己理解（イエスのメシア意識については議論がある）にもとづいて使われる場合があります。

動物でも自然の中に自分の居場所を持つのに、それを持ち得ないという人間としての悲惨な状況、そこに向かう覚悟が表現されているのでしょうか。そして、その延長線上にイエスの十字架への道が指し示されているとも読むことができます。

その姿は、イザヤの苦難の僕（53 章）で「見るべき面影はなく、輝かしい風格も、好ましい容姿もない。彼は軽蔑され、人々に見捨てられ、多くの痛みを負い、病を知っている」と語られた預言とも通じるものがあります。また、ヨハネ福音書 1 章で「言は世にあった。世は言によって成ったが、世は言を認めなかった」と語られている姿でもある。ルカ福音書 2 章で「宿屋には彼らの泊まる場所がなかった」というイエス誕生の設定と通じるものであります。

イエスはこの世に居場所なき者として生まれ、地上では居場所なき宣教者として歩み、十字架にかけられ生きてはならぬ者、生きる意味がない者として処刑されました。それは、悲しみ、苦しみを抱え、この世で居場所なき者たちの居場所を作るためであったのです。

「人の子には枕するところもない」は、イエスに

従う者に覚悟を迫る言葉です。しかし、この覚悟を貫ける者はいません。この律法学者だけではなく、12 弟子でさえそうなのです。人間の覚悟が迫られているようであって、実は、イエス自身の自己理解の覚悟をこの表現の中から読み取っていくべきなのでしょう。そして、従うことがよく分かっていない者の、「まず、父を…」というような応答しかできない者を、「わたしに従いなさい」とイエスは招いていくのです。

### (4) 学びのポイント

イエスはこの世で居場所なき者として歩まれました。枕する所なく、安心できる場所もない。しかし、それは、病気や悪霊に憑かれた人びと、嵐に惑い助けを求める人を救い出し、彼らの居場所を作るためのものであります。

そのひとり一人との出会いは決して、世界にとって重要な出来事というわけではありません。誰にでも、どこにでもある病や危機に過ぎません。ガリラヤの片隅でそのような奇跡をおこなったとて、世界の全ての人の救いには直結しないことです。チマチマとした出来事です。しかし、それはその当人にとっては決定的な出来事となっていました。悲しみ、苦しみを抱えた人の居場所を作るために、イエスは犠牲と忍従をもって神の与えた使命に従っていかれたのです。

そして、イエスに従う者になるということは、イエスと同じように自分も居場所を失う覚悟が必要となります。その覚悟も決して完全なものではありません。だれもそのような覚悟を持ったとしてもそれを果たすことなどできません。12 弟子もイエスを見捨てて逃げ去って行ったのです。しかしそれでも、ただそのような不完全な者を、それゆえにイエスは「わたしに従いなさい」と招いていかれるのです。

---

## 5. まとめ

---

イスラエルは寄留者でありました。イエスも寄留者でありました。そして私たちも寄留者であります。だから、傷つき苦しむ寄留者に思いを寄せるのです。傷つき苦しんでいた自分が愛され赦されていることを知ったが故です。たとえ異質な者と共存することで矛盾や葛藤を抱えることになっても、思いを寄せるのです。神との関係を壊すことなく、隣人との関

係を壊さず、互いに愛し合う者として関係を再構築するのです。イエスはこの世で居場所なき者の居場所を作るために、自ら居場所なき者となりました。イエスに従う者は、決して完全にイエスに従うことはできないが、そのことを知りつつ、イエスは「わたしに従いなさい」と招いておられるのです。

3月にアウシュビッツに行きます。ホロコーストを経験したユダヤ人が、どうしてパレスチナの寄留

者のような人々を攻撃し虐殺できるのか。それは聖書の民として、寄留者の苦しみを知った民として、どうしてそれができるのか、そのことをも課題として平和を学ぶ旅に参加することにしています。

聖書研究というより、証とメッセージという内容になりましたことをお許しいただきながら、お役を終えたいと思います。

## 2024年／第38回 「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会宣言

私たち「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」（外キ協）は、2024年1月25日～26日に第38回全国協議会を日本バプテスト広島キリスト教会において開催しました。「21世紀移民社会の宣教課題～第三期外キ協を構想する」との主題のもと、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体、韓国基督教教会協議会の代表者ら42名が参加し、「外国人住民基本法」「人種差別撤廃基本法」「難民保護法」の実現に向けて、歴史を直視し、日本で働く移住者や難民、在日コリアンの現状に聞き、その支援と、現状を変革し和解と平和を目指す日・韓・在日教会、市民社会の共同課題を確認しました。

協議会では、「技能実習」制度から「育成就労」制度への移行が、不当な実態を温存したまま検討されている問題点が指摘されました。「ソーシャルブックカフェ・ハチドリ舎」は、社会課題をめぐって対等な立場で対話する場を形づくってきました。一般社団法人「ええじゃん」は、格差と分断が広がる社会にあって、広島県内のさまざまな立場の外国人と出会い、隣人として相談、学習・就労支援等に携わってきました。「アトゥウミャンマー」は、クーデターに対するミャンマー人の抵抗運動への連帯から学び、祈りを合わせることを中心として、小規模の支援に徹しながら、募金活動による本国支援、日本での在留資格取得等の活動に携わってきました。また聖書を通して、神が寄留者を選び取り、歓待と友愛を呼び覚ます「祝福」を使命として託されたこと、イエスご自身が寄留者として居場所を持たない者の居場所を作るために生きられたこと、そして、人間の権威主義支配に抗して、歓待と友愛の天幕を共に広げる教会としてイエスに従っていくことを示されました。

紛争や民衆弾圧によって難民・避難民が多く生み出されている現状にもかかわらず、日本では国際人権基準に反して、難民申請中であっても強制送還を可能とする入管難民法の改悪がなされました。これに対して外キ協は「入管難民法の改悪に抗議し、難民・移民と共に生きる共同声明」を出すと共に、「難民・移民なかまのいのちの緊急基金」を立ち上げ、難民・移民をめぐり厳しい現状に当事者たちと共に立ちむかい、「あなたのことを決して忘れない」とのメッセージを発し、マイノリティに苦難を強いるマジョリティ社会を変革していくことを志しました。

在日コリアンをはじめ諸外国人住民の指紋押捺拒否の闘いへの連帯の中から、すでにそれぞれの「草の根」で運動を展開していた各地「外キ連」が結集して、1987年外キ協は全国的ネットワークとして結成されました。日・韓・在日教会の共同課題として外登法問題に取り組み、指紋押捺拒否者の逮捕、再入国不許可、在留更新不許可といった弾圧を闘い抜いて、指紋制度の全廃を勝ち取りました。

この成果を土台に外キ協は「外国人住民基本法（案）」を作成し、日本が国際人権規範に則り外国人の人権を保障する「多民族・多文化共生社会」の実現を目指す第二段階の取り組みを開始しました。

21世紀に入り、「テロ対策」を口実としたマイノリティへの敵視・排斥、またヘイトスピーチ・ヘイトクライムが昂進する中、外キ協は、戦後補償問題をはじめ、日韓の市民社会が直面する諸問題を共有し、日本社会から排斥されて人間としての尊厳までも奪われている外国人住民の人権獲得の闘いへと導かれていきました。

これらの到達点を確認して、外キ協は、オンラインを含めた情報発信や交流の機会を積極的に持ち、地域・世代・国籍を超えた様々なネットワークを形成しつつ、第三期の新たな展開を構想し、次世代に手渡していく務めを負っていきます。

私たちは今日、日本バプテスト広島キリスト教会を会場に「第 38 回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者集会」を開催し、現状の課題を確認し、神ご自身が寄留者となって分かち合われる祝福を示されました。その祝福に向かって進む解放のネットワークを広げつつ、新たな福音宣教の歩みを踏み出すことを私たちは決意します。

2024 年 1 月 26 日

第 38 回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者集会 参加者一同  
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

## 永住者に対する新たな在留資格取消制度の導入に反対する声明

2024 年 2 月 9 日

移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）

政府は、本日、「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開催し、技能実習制度に代わる新制度「育成就労」を創設するための改定入管法案に加えて、「永住に繋がる特定技能制度による外国人の受入数が増加することが予想される」ことへの対応として、永住許可要件を一層明確化し、当該要件を満たさなくなった場合に永住許可を取り消すことを検討するとの方針を決定しました。

永住許可の取消しは、現に在留資格「永住者」を持つ外国籍住民はもちろん、今後、永住許可を申請しようとするすべての外国籍住民の地位を著しく不安定にするものであり、私たちはこの方針に反対します。

在留資格「永住者」は、一定年数日本で暮らし、安定的な生活を送っているなどの厳しい要件を満たしたことで付与される在留資格です。「永住者」以外のほとんどの在留資格は、在留期限のたびに更新が必要であり、就労や留学等の在留資格であれば活動内容に変化が生じたとき、配偶者としての在留資格であれば死別や離別をした場合など、状況の変化によって更新できないリスクがあります。日本に生活基盤を築いた外国籍住民が安心して生活していくためには、そのような心配のない安定した在留資格が必要であり、「永住者」はそのような在留資格であったはずですが。しかしながら、近年、永住許可の審査は厳格化しており、長年日本で生活していても永住許可がされない外国籍住民が多くなっています。

政府がどのような内容の在留資格取消事由を想定しているのか、詳細は明らかになっていませんが、永住許可を受けた後、長年生活していく間に、許可時の要件を満たさなくなることは誰にでも起こり得ることであり、一方、永住許可の取消は、外国籍住民が日本で長年苦勞して築き上げた安定した生活基盤をなく奪うものです。病気や失業、社会の変化等により許可時の生計要件を満たさなくなったり、収入の減少や手続のミス等により税金や社会保険料を滞納してしまうといった、誰にでも起こり得ることで在留資格が取り消されるとすれば、外国籍住民は安心して生活していくことはできません。

また、税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に法律に従って督促、差押、行政罰や刑罰といったペナルティを課せば十分であり、外国籍住民にのみ日本で十分な生活基盤を築いて永住許可を受けたにも関わらず在留資格取消というペナルティが課されるのだとすれば、これは外国籍住民に対する差別です。

なお、現行法の下でも、申請時に虚偽があった場合等には永住者であっても在留資格取消の対象になりますし、一定の刑罰法令違反等があった場合には永住者も退去強制の対象になります。

永住者に対する在留資格取消制度の導入は、永住者として暮らす 90 万人近い外国人（23 年 6 月末現在：880,178 人で、在留外国人の 27.3%）の立場を不安定にするのみならず、これから永住許可申請をしようとする外国籍住民に、大きな不安を与えるものであり、政府が目指す「共生社会の実現」にも逆行します。さらに、親の永住許可と連動して、子どもの永住許可が取り消されるとすれば（23 年 6 月末現在：18 歳未満の永住者は 103,104 人）、子どもの進路や将来にも多大な影響を与えることとなります。

日本で生活基盤を築き、日本を終の棲家と決めた外国籍住民に対して、一生、厳しい管理・監視を続け、いちばん安定した在留資格を取得した外国籍住民すら、その地位をなく奪うものとする政府方針に、私たちは強く反対します。



衆議院議長 殿、参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿、法務大臣 殿

# # 永住許可 の取消しに 反対します

#against  
the revoking  
of permanent  
residence



オンライン署名  
<https://change.org/2024-02-27>

日本政府は、「永住者」の在留資格を持つ外国籍住民が税や社会保険料を納めない場合等に、永住許可を取り消せるようにする入管難民法の改正案を今国会に提出する予定です。

日本に生活基盤を築いた外国籍住民が安心して生活していくためには、安定した在留資格が必要です。しかし、ほとんどの在留資格は、就労や留学等の在留資格であれば活動内容に変化が生じたときに、そして配偶者としての在留資格であれば死別や離別をした場合など、状況の変化によって更新できない不安定さがあります。そのため、日本を生活基盤とする外国籍住民にとって、更新の心配のない「永住者」となることは、安定した生活の基礎となるものです。

厳しい審査を経て永住許可を得た外国籍住民は、日本で働き、子どもを育て、日本を終の棲家と決めて暮らしている人たちです。

そのような人たちは最大限、日本国籍者と同等に扱われるべきです。税金や社会保険料の滞納や、退去強制事由に該当しない軽微な法令違反に対しては、日本国籍者に対するのと同様に、法律に従って督促、差押、行政罰や刑罰といったペナルティを課せば足りることで、日本で十分な生活基盤を築いて永住許可を受けたにも関わらず、外国籍者であるがゆえに在留資格が取消されるのだとすれば、これは外国籍住民に対する差別です。すでに帰る故郷を失っていること多い永住者の、生活の基礎となる在留資格を奪うことは許されません。いわんや、自治体職員などが入管に通報する制度を創設することは、「共生社会の実現」への逆行でしかありません。

このような永住許可の取消しに向けた議論がされること自体が、日本社会で生活基盤を築いてきた外国籍住民を「私は日本社会からいつ追放されるかわからない」という不安に陥れ、外国籍住民の尊厳を奪っています。

この社会を終の棲家と決めた外国籍住民、そして私たちの隣人、同僚、友人である外国籍住民に対して、一生、厳しい管理・監視を続け、いちばん安定した在留資格を取得した外国籍住民すら、その地位をはく奪しうるものとする永住許可取消し制度の導入に、私たちは強く反対します。

NPO法人 移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)

名前	住所

締切：1次 2024年3月31日、2次 2024年4月20日  
送付先：〒110-0005 東京都台東区上野 1-12-6 3F 移住連  
問い合わせ：smj@migrants.jp

取り扱い団体 **外国人住民基本法の制定を求める  
全国キリスト教連絡協議会（外キ協）**

1 いま日本で「共に暮らす」外国人住民は…

①在日韓国・朝鮮人や台湾人の旧植民地出身者の**特別永住者**が28万人。②移住労働者、日本人と結婚した国際結婚移住者、留学生などのニューカマーや、華僑、中国帰国者の子ども孫なども含めて**中長期在留者**が294万人。③難民認定率1%の日本で難民認定不許可となり在留資格を失った人たち、超過滞在となったけれど日本で結婚し子どもが生まれ「帰るに帰れない」人たちなど**非正規滞在者**が7万人。④外交や公用、短期滞在者など推計で3万人以上。  
— これら外国人住民の総計は約332万人、その出身国数は193。ほぼ全世界の人びとが暮らしています。日本の教会も、多くの外国籍信徒・教役者を迎えて、「多国籍・多文化」しつつあります。

2 「定住し永住する」外国人住民が増加…

◇②の中長期在留者のうち、**永住者**となっている外国人住民は、2013年66万人からこの10年間で、2023年88万人へと急増中。  
◇①の特別永住者や②の華僑は、すでに在日五世が生まれ、それにプラスして、②のニューカマーが「永住者」となっていることは、日本を文字通り「多民族・多文化社会」へと形づくっているのです。

3 「永住者」になるには…

◇①の特別永住者は、父母、父または母が特別永住者なら、子どもは自動的に特別永住者となります。  
◇しかし、②の中長期在留者が「永住者」となるには、  
(1) 素行善良要件（これまで法令違反はないか）、  
(2) 独立生計要件（生活保護など受けていないか）、  
(3) 国益要件、その一つに在留歴10年以上（ただし、「日本人の配偶者」などには短縮）。  
◇いずれも、法務省の自由裁量によって判断されます。とりわけ「原則10年以上の在留歴」という要件は、下の表のように、諸外国と比較しても、格段と厳しいことが分かります。  
◇それでも、②の中長期在留者の多くは、最初「在留期間1年」から出発して、2年、3年……と必死に働き、これらの厳しい要件を何とかクリアして、「永住者」という在留資格を得てきたのです。

<表> 諸外国における永住者の取り扱い

	日本	米国	英国	フランス	ドイツ	カナダ	オーストラリア
永住許可に必要な在留歴	10年	基本的に不要	通常5年以上	通常5年以上	通常5年以上	基本的に不要	基本的に不要
再入国許可の要否	必要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
住居地の変更届け出先	市町村	移民局にオンラインまたは郵送	届け出不要	警察または市役所	管轄登記所	なし	なし
在留カードの常時携帯義務	あり	あり	なし	あり	なし	なし	なし

【出典】2017年11月、「移住者と連帯する全国ネットワーク」の省庁交渉において、法務省が提出した資料

4 「永住者」になっても…

◆日本を除く諸外国では、再入国許可は不要としています。また、国際人権条約の自由権規約では、永住者は国籍国のみならず居住国への「再入国の権利」がある、と定めています。ところが日本では、その権利を認めず、法務省の裁量による許可/不許可制度としています。  
◆住居地の変更届け出（14日以内）を怠った場合、日本人は住民基本台帳法によって行政罰を科せられますが、永住者など外国人住民は、「行政罰：5万円以下の過料」+「入管法の刑事罰：20万円以下の罰金」+「届け出遅延が90日を超えると）在留資格取り消し」。  
◆日本人には身分証明書などの常時携帯義務はありませんが、永住者など外国人住民には、在留カードの「常時携帯義務」（不携帯罪：20万円以下の刑事罰）+警官などへの「カード提示義務」（提示拒否罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰）+7年ごとの「カード更新」（更新遅延罪：1年以下の懲役または20万円以下の刑事罰）。  
◆このように日本では、「永住者」に対しても、過酷な管理・罰則制度をしいて、これでは、とても「永住権」とは言えません。すなわち「永住する権利」ではなく、単なる「在留資格の一つ」なのです。

5 この上、さらに「永住許可取り消し」…

◆政府は、今国会に「永住許可取り消し」法案を出そうとしています。入管法上の義務を遵守しない/故意に公租公課の支払いをしない/住居侵入罪・通貨偽造罪、文書偽造罪・有価証券など偽造罪・印章偽造罪により1年以下の拘禁刑に処せられた——「永住者」に対して、永住許可を取り消すというものです。  
◆しかし、「入管法上の義務」とは、左記④にあるように日本人には科せられない露骨な差別的規定であり、「公租公課」税金や社会保険料の未払いには、日本人も外国人も罰則規定が適用されているのに、さらに制裁措置を設けるものです。刑罰法令違反「1年以下の拘禁刑」にしても、二重の罰則と言うべきものです。  
◆さらに看過しがたいことは、永住者の「公租公課」未払いに対する国家公務員・地方公務員の「通報」を条文化しようとしています。  
◆上記の法務省作成の表の国々では、国籍法で「生地主義」「血統主義+加重生地主義」を採用しています。しかし血統主義に固執する日本では、父母とも外国籍の子どもは外国籍となります。現在、永住者88万人のうち10万人が18歳未満です。親と一緒に渡日した子、日本で生まれた子、これら「在日」二世・三世の子どもたちには、諸外国に見るように本来、日本人の子どもと同等の権利が保障されなければならないのです。

この法案は、永住者のみならず外国人住民すべてに、不安と絶望におとし入れ、日本人と一緒に「共生社会」をつくりたいという切実な願いを踏みにじるものです。

職場や学校、地域で顔を合わせる隣人たち、

毎週日曜日に教会で隣に座る仲間一人ひとりのことを、思い浮かべよう！

「永住許可取り消し」法案——これは“21世紀日本版”アパルトヘイト政策です。